# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月12日

【四半期会計期間】 第7期第3四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

【会社名】 株式会社イグニス

【英訳名】 IGNIS LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 銭 錕

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階

【電話番号】 03-6408-6820

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 山本 彰彦

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階

【電話番号】 03-6408-6820

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 山本 彰彦 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第6期 第3四半期連結 累計期間	第7期 第3四半期連結 累計期間	第6期
会計期間		自平成26年10月 1 日 至平成27年 6 月30日	自平成27年10月 1 日 至平成28年 6 月30日	自平成26年10月 1 日 至平成27年 9 月30日
売上高	(千円)	1,120,010	4,035,522	2,419,086
経常利益又は経常損失()	(千円)	395,926	1,197,547	148,553
親会社株主に帰属する四半期純利 益又は親会社株主に帰属する四半 期(当期)純損失( )	(千円)	443,213	1,000,710	306,793
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	438,432	994,256	302,974
純資産額	(千円)	1,096,345	2,426,836	1,238,146
総資産額	(千円)	1,632,930	3,873,714	1,966,866
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期(当期)純損失 金額()	(円)	72.90	162.90	50.43
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	1	155.51	1
自己資本比率	(%)	67.0	60.5	62.8

回次		第6期 第3四半期連結 会計期間	第7期 第3四半期連結 会計期間
会計期間		自平成27年4月1日 至平成27年6月30日	自平成28年4月1日 至平成28年6月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 ( )	(円)	21.66	17.12

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2. 売上高には、免税事業者である連結子会社の消費税等が含まれております。
  - 3.「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期純利益又は四半期(当期)純損失」を「親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失」としております。
  - 4.第6期第3四半期連結累計期間及び第6期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、下記のとおりであります。

### (スマートフォンアプリ事業)

第1四半期連結会計期間より、平成27年10月30日付で発行済株式の70.92%を取得した株式会社U-NOTEについて、連結の範囲に含めております。

第2四半期連結会計期間より、平成28年2月1日付で保有株式の全てを売却したM.T.Burn株式会社について、持分 法適用の範囲から除外しております。

当第3四半期連結会計期間末において、平成28年6月1日付で発行済株式の22.22%を取得した株式会社mellowについて、実質的な支配関係が認められるため、連結の範囲に含めております。

この結果、平成28年6月30日現在では、当社グループは、当社、子会社11社により構成されることとなりました。

### 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載 した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

なお、第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日) 等を適用し、「四半期純利益又は四半期純損失」を「親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する 四半期純損失」としております。

### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、政府及び日銀による財政・金融政策の継続を背景として引き 続き企業収益や雇用情勢の改善がみられる等、景気は緩やかな回復基調で推移しております。一方で、中国経済の 成長鈍化とそれを起因とする原油価格の急落及び欧州経済の減速懸念を背景に、世界規模で経済の先行き不安が継 続しており、足元では急速な円高が進んでいることから、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの主要な事業領域である国内スマートフォン向けアプリ市場は、スマートフォンの国内普及件数が国内携帯電話端末契約数の過半数を超え平成27年9月で7,237万件となり(注1)、依然として増加を続けていることを背景として、急速な拡大を続けております。国内スマートフォン向け広告市場については平成28年の市場規模が4,737億円に達する見込みであり、前年比で121%と予測されております(注2)。また、国内スマートフォン向けゲーム市場についても、平成28年の市場規模が8,238億円に達する見込みであり、前年比で113%と予測されております(注2)。

このような経営環境の中、当社グループは無料ネイティブアプリ(注3)及びネイティブソーシャルゲーム(注4)の2ジャンルを事業の柱とし、特に無料ネイティブアプリにおけるコミュニケーション領域及びネイティブソーシャルゲームに多くの経営資源を投入してまいりました。

### (注)1.出典:株式会社MM総研[東京・港区]

- 2.出典:株式会社CyberZ[東京・渋谷区]/シード・プランニング[東京・文京区]
- 3.ネイティブアプリとは、プログラムをApp StoreやGoogle Play等のプラットフォームを通じて端末にダウンロードして利用するアプリケーションのことであり、常時ネットワーク環境を必要とするブラウザアプリと比し、利用時のユーザーストレスが少ないことを特徴とするものであります。
- 4.ネイティブソーシャルゲームとは、ネイティブアプリのうち他のユーザーとコミュニケーションを取り ながらプレイするオンラインゲームのことであります。

当社グループはスマートフォンアプリ事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。なお、ジャンルごとの取組みは以下の通りであります。

#### (無料ネイティブアプリ)

当社グループは、前連結会計年度より小規模サービス(注5)中心の開発体制から、中規模(注6)及び大規模(注7)中心の開発・運用体制へと移行しておりますが、当第3四半期連結累計期間は前連結会計年度にリリースしたweb版「with」を中心として、中規模・大規模サービスのユーザー積み上げに注力しております。なお、

「with」については平成28年3月にios版を、平成28年5月にAndroid版をリリースしており、今後、MAU(注8) の増加を見込んでおります。また、大手出版社と連携して有名タイトルの無料漫画アプリをリリースいたしました。しかしながら、中規模・大規模サービスの多くが収益化を開始していないため、売上高が前年同四半期と比して大幅に減少いたしました。

また、平成27年10月に株式会社U-NOTEを買収し事業拡大を加速している他、米国現地法人による米国市場へのサービス投入や台湾・韓国市場への進出など、海外展開を引き続き行っております。

なお、前期まで独立したジャンルとして記載しておりました「全巻無料型ハイブリッドアプリ」は、第1四半期連結累計期間より当ジャンルに含めて記載しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間における当ジャンルの売上高は493,622千円(前年同四半期比14.4%減)となりました。

- (注)5. 開発期間が概ね1か月程度のものであります。
  - 6. 開発期間が概ね1ヶ月から3ヶ月程度のものであります。
  - 7. 開発期間が3ヶ月超のものであります。
  - 8. MAUとは、Monthly Active Usersの略で、ある月に1回以上、アプリの利用があったユーザー数のことであります。

#### (ネイティブソーシャルゲーム)

前期リリースした「ぼくとドラゴン」は引き続き順調に推移しております。当第3四半期連結累計期間は新規季節イベントや他社サービスとのコラボレーション、機能追加等を実施いたしました。今後もコンテンツの拡充及び運営チームによる多彩なイベントの実施等、開発及び運営双方に注力することで、さらなる成長の余地があるものと考えております。

この結果、当第3四半期連結累計期間における当ジャンルの売上高は3,541,899千円(前年同四半期比552.3%増)となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は4,035,522千円(前年同四半期比260.3%増)、営業利益は1,202,960千円(前年同四半期は営業損失313,081千円)、経常利益は1,197,547千円(前年同四半期は経常損失395,926千円)、親会社株主に帰属する四半期純利益は1,000,710千円(前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失443,213千円)となりました。

#### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は3,873,714千円となり、前連結会計年度末に比べ1,906,848千円増加致しました。流動資産は2,550,482千円(前連結会計年度末比1,500,881千円増)となりました。主な増加要因は、売上高の増加及び関係会社株式の売却に伴い現金及び預金が1,321,076千円増加したこと、投資先への貸付により営業貸付金が70,000千円増加したことによるものであります。固定資産は1,323,232千円(前連結会計年度末比405,966千円増)となりました。主な増加要因は、子会社の買収に伴いのれんが93,203千円増加したこと、ネイティブソーシャルゲームの追加開発に伴いソフトウェアが162,618千円増加したこと、関係会社株式の売却に伴う持分法投資損失分の戻し入れにより投資その他の資産に含まれる長期貸付金が77,595千円増加したことによるものであります。

### (負債)

当第3四半期連結会計期間末の負債は1,446,878千円となり、前連結会計年度末に比べ718,158千円増加致しました。流動負債は1,173,138千円(前連結会計年度末比564,011千円増)となりました。主な増加要因は、法人税等の計上により未払法人税等が509,006千円増加したことによるものであります。

#### (純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産は2,426,836千円となり、前連結会計年度末に比べ1,188,689千円増加致しました。主な増加要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が1,000,710千円増加したことによるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

# 第3【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

### (1)【株式の総数等】

### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)	
普通株式	6,000,000,000	
計	6,000,000,000	

#### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,235,700	6,235,700	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	6,235,700	6,235,700	-	-

<sup>(</sup>注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により 発行された株式数は含まれておりません。

### (2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。 第8回新株予約権(平成28年5月17日取締役会決議)

決議年月日	平成28年 5 月17日
新株予約権の数(個)	1,550
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	155,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,600(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月3日 至 平成30年6月1日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,600 資本組入額 1,800
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

# (注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

- 3. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に 定めるところによる。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の 発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新 株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、上記(2) の場合は基準日)に先立つ45取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に 当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記(2)に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、上記(2) に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

### 4.新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり469円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- 5. 本新株予約権の一部行使はできない。
- 6. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

第9回新株予約権(平成28年5月17日取締役会決議)

決議年月日	平成28年 5 月17日
新株予約権の数(個)	2,170
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	217,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,900(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月3日 至 平成30年6月1日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,900 資本組入額 2,950
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

- 3. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に 定めるところによる。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の 発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新 株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

#### 調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、上記(2) の場合は基準日)に先立つ45取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に 当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記(2)に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、上記(2) に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

### 4.新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり202円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- 5. 本新株予約権の一部行使はできない。
- 6. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 第10回新株予約権(平成28年5月17日取締役会決議)

決議年月日	平成28年 5 月17日
新株予約権の数(個)	2,480
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	248,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月3日 至 平成30年6月1日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

### (注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。

#### 2. 行使価額の修正

当社は平成28年12月2日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」という。)の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、10,000円とする。下限行使価額は、下記3の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合3.行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通 株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整 式」という。)をもって行使価額を調整する。

 で付き通 1株当たりの

 既 発 行 株 式 数 払 込 金 額

 調 整 後 = 調 整 前 で 使 価 額 ×

 行 使 価 額 を 価 額 ×

 既 発 行 株 式 数 + 時価

 既発行普通株式数 + 交付普通株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に 定めるところによる。

下記(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は下記(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の 発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新 株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

#### 調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、上記(2) の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に 当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が上記 2 . に定める 行使価額の修正の効力が発生する日と一致する場合には、上記(2)に基づく行使価額の調整は行わないも のとする。但し、この場合も、下限行使価額については、上記(2)に従った調整を行うものとする。
- (7) 上記2.及び上記(2)に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、上記(2) に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、上記(6)の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

### 4.新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり104円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- 5. 本新株予約権の一部行使はできない。
- 6. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4)【ライツプランの内容】該当事項はありません。

### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成28年4月1日~ 平成28年6月30日 (注)	34,200	6,235,700	54,758	621,566	54,756	620,461

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

### (7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

### 【発行済株式】

### 平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 21,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,179,300	61,793	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	6,201,500	-	-
総株主の議決権	-	61,793	-

# 【自己株式等】

### 平成28年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社イグニス	東京都渋谷区恵比 寿1丁目19番19号	21,500	1	21,500	0.35
計	-	21,500	-	21,500	0.35

EDINET提出書類 株式会社イグニス(E30698) 四半期報告書

2【役員の状況】

該当事項はありません。

# 第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年10月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

# 1【四半期連結財務諸表】

# (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成27年 9 月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	452,347	1,773,424
売掛金	374,694	411,578
営業貸付金	-	70,000
貯蔵品	10,509	8,617
その他	212,049	286,861
流動資産合計	1,049,600	2,550,482
固定資産		
有形固定資産	150,455	123,635
無形固定資產		
のれん	20,347	113,551
ソフトウエア	188,631	351,250
無形固定資産合計	208,978	464,801
投資その他の資産	557,831	734,795
固定資産合計	917,265	1,323,232
資産合計	1,966,866	3,873,714
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,621	21,124
短期借入金	130,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	-	83,360
未払金	182,152	162,811
未払法人税等	178,746	687,753
その他	103,607	118,089
流動負債合計	609,127	1,173,138
固定負債		
長期借入金	15,000	169,140
資産除去債務	104,593	104,600
固定負債合計	119,593	273,740
負債合計	728,720	1,446,878
純資産の部		
株主資本		
資本金	562,641	621,566
資本剰余金	561,572	620,461
利益剰余金	156,880	1,157,591
自己株式	51,774	51,933
株主資本合計	1,229,319	2,347,685
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	6,311	2,565
その他の包括利益累計額合計	6,311	2,565
新株予約権	2,516	3,212
非支配株主持分	-	78,504
純資産合計	1,238,146	2,426,836
負債純資産合計	1,966,866	3,873,714

# (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 6 月30日)
売上高	1,120,010	4,035,522
売上原価	503,831	647,406
売上総利益	616,178	3,388,116
販売費及び一般管理費	929,259	2,185,155
営業利益又は営業損失( )	313,081	1,202,960
営業外収益		
受取利息	915	1,769
法人税等還付加算金	728	-
雑収入	243	375
営業外収益合計	1,886	2,144
営業外費用		
支払利息	676	987
持分法による投資損失	83,478	4,561
<b>雑損失</b>	576	2,007
営業外費用合計	84,731	7,557
経常利益又は経常損失()	395,926	1,197,547
特別利益		
関係会社株式売却益	<u> </u>	590,154
特別利益合計		590,154
特別損失		
貸倒引当金繰入額	<u> </u>	100,000
特別損失合計	<u> </u>	100,000
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	395,926	1,687,702
法人税、住民税及び事業税	99,536	773,519
法人税等還付税額	1,599	
法人税等調整額	50,650	88,950
法人税等合計	47,287	684,568
四半期純利益又は四半期純損失( )	443,213	1,003,133
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	2,422
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失( )	443,213	1,000,710

# 【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 6 月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	443,213	1,003,133
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	4,781	8,877
その他の包括利益合計	4,781	8,877
四半期包括利益	438,432	994,256
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	438,432	991,833
非支配株主に係る四半期包括利益	-	2.422

#### 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

### (1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、平成27年10月30日付で発行済株式の70.92%を取得した株式会社U-NOTEについて、連結の範囲に含めております。

当第3四半期連結会計期間末において、平成28年6月1日付で発行済株式の22.22%を取得した株式会社 mellowについて、実質的な支配関係が認められるため、連結の範囲に含めております。

#### (2) 持分法適用の範囲の重要な変更

第2四半期連結会計期間より、平成28年2月1日付で保有株式の全てを売却したM.T.Burn株式会社について、持分法適用の範囲から除外しております。

#### (会計方針の変更)

### (企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4) 及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期 首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

#### (平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第3四半期連結会計期間より適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

### (四半期連結貸借対照表関係)

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

前連結会計年度 (平成27年9月30日) 当第3四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)

投資その他の資産 - 千円 100,000千円

### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 6 月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 ( 自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 6 月30日)
減価償却費	81,332千円	198,110千円
のれんの償却額	3,815	14,070

#### (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期 純損失金額( )	72.90円	162.90円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社 株主に帰属する四半期純損失金額( )(千円)	443,213	1,000,710
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額 ( )(千円)	443,213	1,000,710
普通株式の期中平均株式数(株)	6,079,893	6,143,195
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	155.51円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	291,672
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	<ul> <li>(1) 第8回新株予約権 新株予約権の数1,550個 普通株式155,000株</li> <li>(2) 第9回新株予約権 新株予約権の数2,170個 普通株式217,000株</li> <li>(3) 第10回新株予約権 新株予約権の数2,480個 普通株式248,000株</li> </ul>

<sup>(</sup>注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社イグニス(E30698) 四半期報告書

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社イグニス(E30698) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

### 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月12日

ЕΠ

株式会社イグニス 取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 坂井 知

坂井 知倫 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 比留間 郁夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イグニスの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年10月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イグニス及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。